

## 加齢性難聴者の補聴器購入助成事業(案)について

### 1. 事業策定の背景

「加齢性難聴者の補聴器購入助成事業」に関し調査及び分析を行った結果、高齢者の補聴器利用を促進することで介護予防の効果が見込まれるため、下記のとおり事業案を作成しました。

### 2. 事業内容

#### (1) 目的

聴力の低下により日常生活に支障がある高齢者に、補聴器の利用促進を通じて日常生活におけるコミュニケーションを確保し、介護予防及び認知機能低下の防止並びに積極的な社会参加を促すことを目的とする。

#### (2) 事業の実施期間

モデル事業の実施により、目的の達成度や効果を検証し、事業化に向けた検討を行う期間とする。

期間： 令和7年4月1日から令和9年3月31日（2年間）

#### (3) 対象者

- ① 市内に住民登録がある満65歳以上の方
- ② 聴力の低下により日常生活に支障があり、補聴器相談医より補聴器の使用が必要と認められる方(中等度難聴以上（両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満）を目安)
- ③ 身体障害者手帳(聴力障害)の交付を受けていない方、かつ交付対象とならない方
- ④ 補聴器の購入前・後に、市のアンケート調査に回答いただける方
- ⑤ 実店舗にて補聴器をフィッティングの上、購入できる方（通信販売は除く）
- ⑥ 市民税等に滞納のない方
- ⑦ 本事業による助成を1度も受けていない方

#### (4) 助成額等

アンケート調査を通じ、補聴器の利用効果を検証するためモデル事業として実施する。  
調査の際に、様々な意見を収集するため、所得制限は設けない。

- ・助成額：補聴器購入費用（補聴器相談医意見書作成費用含む）の2分の1  
上限5万円

※購入する補聴器は両耳、片耳かを問わない

※助成対象外費用：修理、保守、電池交換並びに付属品のみの購入

- ・助成回数：1回

#### (5) 助成までの流れ

- ① 補聴器相談医を受診し、意見書を入手
- ② 補聴器販売店で見積書を入手
- ③ 意見書と見積書を添えて市へ申請
- ④ 市より申請者へ助成決定通知書を発送
- ⑤ 補聴器を購入し、領収書を入手
- ⑥ 市へ領収書を添えて交付請求書を提出
- ⑦ 市より申請者へ助成金を交付
- ⑧ アンケート実施（使用前後）

#### (6) 提出書類

##### ①申請時

- ・申請書 ・補聴器相談医意見書 ・補聴器見積書 ・アンケート（装用前）

##### ②請求時

- ・交付請求書 ・補聴器領収書 ・意見書領収書（必要な場合のみ）

##### ③補聴器使用から一定期間後（3～6か月を想定）

- ・アンケート（装用後）

### 3. スケジュール

令和7年1月：要綱策定

令和7年4月：事業周知、事前申請受付開始

令和7年5月：購入後の申請受付開始

以 上